

高崎市ボランティア人材登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市にボランティアとして人材登録を行った個人又は団体（以下「ボランティア人材」という。）に対し、市民の参加を得て実施する事業及び行事（以下「市民参加事業」という。）におけるボランティアの募集に関する情報（以下「ボランティア募集情報」という。）を提供することにより、公共の利益のために活動することを希望する市民等の活力をよりいっそう生かすことを目的とする。

(募集情報を提供する市民参加事業)

第2条 ボランティア人材に対し行うボランティア募集情報の提供の対象となる市民参加事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市等（本市、本市を構成員とする一部事務組合、群馬県及び国をいう。以下同じ。）又は市内の団体（市民参加事業を実施するため市等から委託又は補助を受ける団体で市内に所在するものをいう。）が実施し、かつ、ボランティアの活動中の事故に対する補償のための保険に加入しているもの
- (2) 災害支援（防災活動及び災害時の救援並びに支援をいう。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(募集情報の提供方法等)

第3条 ボランティア募集情報は、市長が市民参加事業の事業分野に関する活動を希望するボランティア人材に対して提供するものとする。

- 2 市民参加事業の主催者（主催者が市の場合を除く。）は、前項に規定するボランティア募集情報の提供を市長に依頼するときは、高崎市ボランティア人材登録制度ボランティア募集情報提供依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による依頼を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高崎市ボランティア人材登録制度ボランティア募集情報提供決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録)

第4条 ボランティア募集情報の提供を受けようとする個人又は団体は、あらかじめ市に登録するものとする。

- 2 前項の規定により登録できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内に居住する者。ただし、18歳未満の者が登録しようとするときは、保護者の同意を得るものとする。

(2) ボランティア活動に関心がある県内に所在する団体

(登録期間)

第5条 前条第1項の規定による登録の期間は、西暦の奇数年の4月1日から2年後の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中で登録をする場合は、当該期間の末日までとする。

(登録の手続)

第6条 第4条の規定により登録しようとするときは、個人又は団体の別に応じ、高崎市ボランティア人材登録（個人用）申込書（様式第3号）又は高崎市ボランティア人材登録（団体用）申込書（様式第4号）により申込みをするものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高崎市ボランティア人材登録承認書（様式第5号）により通知し、登録台帳に登録するものとする。

3 前項の規定により登録された個人及び団体（以下「登録者」という。）が登録期間の経過した後に継続して登録しようとするときは、当該登録期間が満了した日から30日を経過する日までに高崎市ボランティア継続人材登録申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 前条本文及び第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

(登録の変更及び取消し)

第7条 登録者は、登録した内容に変更があったときは、速やかに高崎市ボランティア人材登録内容変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録者から登録を辞退する旨の申出があったとき。

(2) ボランティアとして不適格と認められる事実があったとき。

3 前項第1号の規定による申出をしようとする者は、高崎市ボランティア人材登録辞退届（様式第8号）を提出しなければならない。

(研修等の情報の提供)

第8条 市は、登録者に対し、ボランティア活動を行う上で必要な知識又は技能の向上に

資する研修等の情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

一部改正後の要綱は、令和3年3月1日から施行する。